

事業案内

あなたのこころを
応援します



静岡県公安委員会指定 犯罪被害者等早期援助団体

NPO法人 静岡犯罪被害者支援センター

NPO法人静岡犯罪被害者支援センター設立趣意

我が国の犯罪被害者支援は被害者の経済的支援を行う制度である「犯罪被害給付制度」と「犯罪被害救援基金による犯罪被害者遺児等に対する奨学金等給与事業」の二つの制度が、被害者支援の柱として運用され、現在も被害者の経済的支援の柱としてその役割を果たしています。

しかし、犯罪被害者やその遺族が負う被害は、その被害に伴う精神的被害や経済的被害が長期間継続し、被害者やその家族の一生をも左右しかねない状況の人もあります。犯罪被害者の精神的・経済的打撃を少しでも回復あるいは軽減するためには、行政だけの施策では十分でなく限界があります。

日本国内においては、このような犯罪被害者の支援組織として、各都道府県において、民間ボランティアによる被害者支援団体が誕生し、電話相談やカウンセリング等、それぞれが活発な支援活動を始めました。

本県においても被害者に対してどのような援助ができるのか、その支援の母体はどのようにするのかということから検討を始め、電話相談については、ボランティアによる相談機関として豊富な実績と体制を有する「浜松いのちの電話」、カウンセリングについては、「静岡県臨床心理士会」、それに法律相談については「静岡県弁護士会」がそれぞれご協力していただることになり、平成10年5月18日全国では9番目となる民間による被害者支援組織「静岡犯罪被害者支援センター」(任意団体)が設立いたしました。

その後、司法関係機関をはじめ社会各層で被害者支援に関する種々の取り組みが開始され民間の被害者支援組織に期待される役割もまた多様に変化してきてあります。任意団体として設立された静岡犯罪被害者支援センターが県民の期待にこたえ、さらに充実、安定して活動を展開していくためには、その活動が社会的に認知され、被害者の方々がより安心して相談し、また、援助が受けられるような組織基盤を確立することが重要となっていました。

そこで、こうした諸条件を整え、公益性の高い諸活動を展開していくため、平成13年7月2日、任意団体「静岡犯罪被害者支援センター」を発展的に解散して、電話相談、カウンセリング、法律相談及び被害者支援のための給付等を行い、被害者の悩みの解決や心のケア等を通して、社会全体が被害者をサポートすることを目的とする「NPO法人静岡犯罪被害者支援センター」を設立したものです。

そして、平成19年9月27日、静岡県公安委員会から被害者支援を適正かつ確実に行うことができる非営利の法人として「犯罪被害者等早期援助団体」に指定されました。

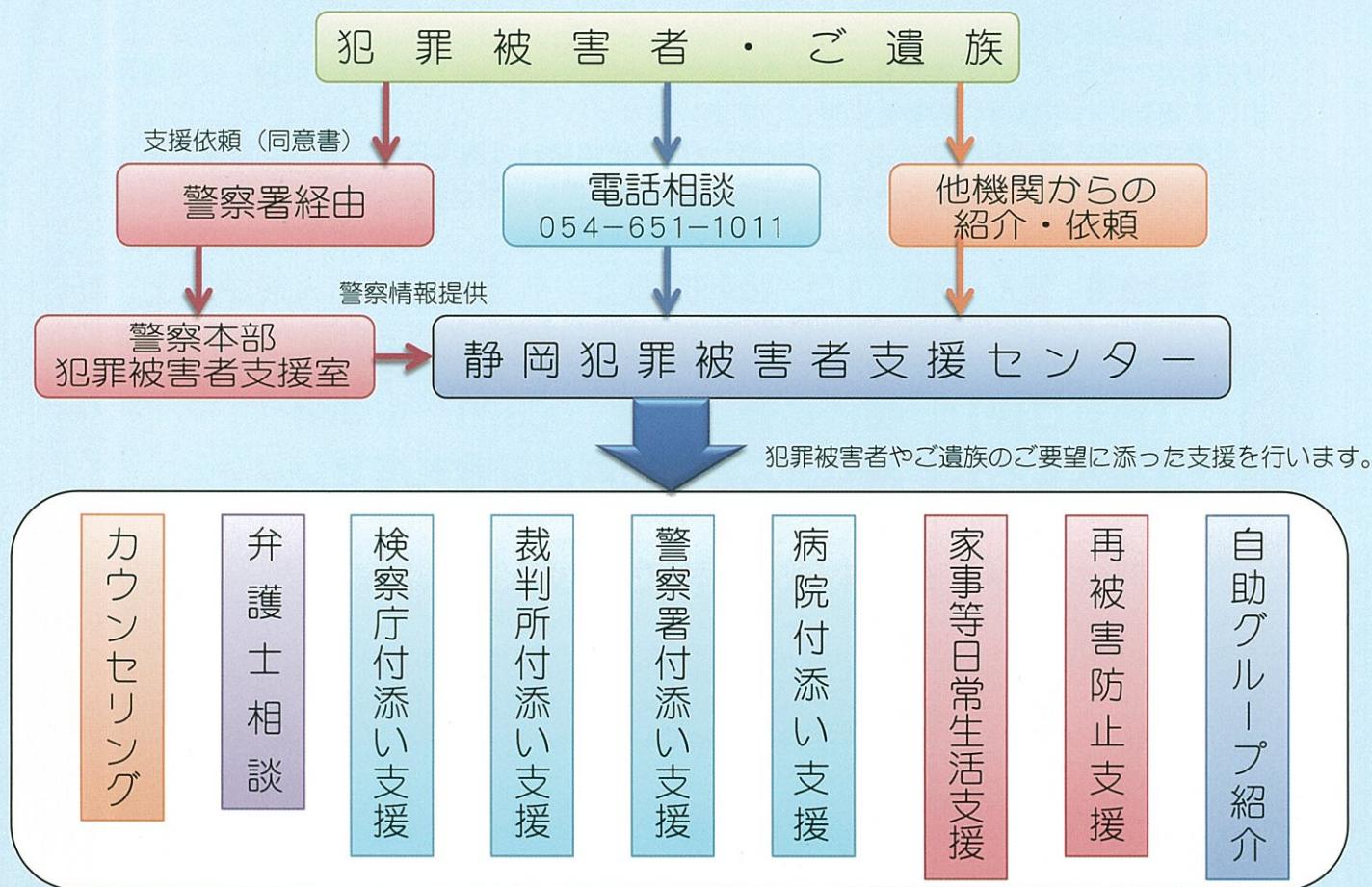
これにより、事件事故直後に被害者や遺族の方々の同意を得て、警察から支援に必要な情報を得られるようになり、当支援センターから被害者にアプローチをすることで、早い段階から被害者的心のケア等、回復に必要な各種支援を行うことができるようになりました。

当支援センターといいたしましても、これまで以上に被害者の方々が抱える多様なニーズに、柔軟かつきめ細やかに対応できるような支援を心掛けたいと思います。

NPO法人静岡犯罪被害者支援センター

理事長 大石剛

犯罪被害者支援の流れ



電話相談室



面接相談室



ボランティア養成研修



サポートカードの活用 / 再被害防止用防犯ブザーの提供



広報活動（パネル展）



犯罪被害者等支援講演会（県・市・警察との共催事業）



「犯罪被害者週間」街頭活動



広報誌発行（年2回）



パンフレット作成・配布



犯罪被害者支援のために、様々な事業・活動を行っております。

【賛助会員加入と会費・寄付のお願い】

静岡犯罪被害者支援センターの活動は、賛助会費、寄付金等によって成り立っています。寄付金等の使途は、犯罪被害者に対する見舞金の給付や支援員の活動費（人件費、交通費等）、更に広報誌の作成費等に経費を必要としてあります。

犯罪被害者支援活動の趣旨にご賛同いただける新規賛助会員の入会、またはご寄付をお待ちしております。お問合せ・お申込みは事務局までご連絡ください。

賛助会費：法人・団体 1口 10,000円以上 ・ 個人 1口 2,000円以上

【振込口座】 郵便振替：口座 00870-7-50944

【加入者名】 NPO法人静岡犯罪被害者支援センター

静岡犯罪被害者支援センターは、平成25年7月9日から3年間、静岡市から「仮認定NPO法人」として認定されました。個人からいただいた寄付金等は、所得控除の対象となる税法上の特例が適用されます。また、法人の場合には、寄付金の損金算入が認められます。



NPO法人静岡犯罪被害者支援センター

〒420-0032 静岡県静岡市葵区両替町1-4-15 芙蓉ビル4階



事務局

TEL 054-651-1021 FAX 054-651-1013

ホームページアドレス <http://www.shizuoka-hhsc.jp>

相談窓口

TEL 054-651-1011

(10:00~16:00 土日・祝日、年末年始を除く)



Supported by
日本財団
THE NIPPON FOUNDATION

このパンフレットは、日本財団の助成を受けて作成しています。